

産業廃棄物処理委託先調査・評価システムの運用と評価資格認定制度の導入

事業場名	富士フィルム株式会社 神奈川工場（小田原サイト）		
事業内容	WVフィルム、記録メディア、化学薬品、硝酸銀の製造		
事業規模	従業員数 1,213 名		
廃棄物データ	産業廃棄物	発生量計：4,088.2 t	（平成 20 年度実績）
	特別管理産業廃棄物	発生量計：1,336.05t	（平成 20 年度実績）

1 取組の概要

富士フィルム株式会社では、不法投棄廃棄物による環境汚染などの社会的問題により廃棄物に関する排出事業者責任がますます厳しく問われてきたことから、廃棄物処理委託先が適正な処理業務を行っていることを排出事業者自身が的確に把握すること、及び優良な委託先との協力関係を構築することを狙って廃棄物処理を委託している協力会社を対象とした『産業廃棄物処理委託先調査・評価システム』を構築し、2004 年度より運用を開始しました（表 1）。神奈川工場（小田原サイト）も同年より参加しています。

このシステムの構築にあたっては、経済産業省が策定した「廃棄物・リサイクルガバナンスガイドライン」や、環境省の「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」等を参考にいたしました。

表 1

「産業廃棄物処理委託先調査・評価システム」の運用状況										
年度	2004		2005		2006		2007		2008	
運用分類	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	
富士フィルム	←1年目	→	←2年目	→	←3年目	→	←4年目	→	←5年目	
販売系グループ会社						←1年目	→	←2年目	→	
生産系グループ会社								←1年目	→	

2 取組の内容

(1) 仕組みと運用

「産業廃棄物処理委託先調査・評価システム」の流れは、廃棄物処理委託先の協力を得ながら事前アンケートを実施・回収した後、現場訪問による実地調査を実施して適正処理を確認し、アンケートと実地調査の結果に応じ、アドバイスや要望点、改善点等の指摘を行います。

訪問後には、調査先へ結果の共有を目的とした「廃棄物取り扱いに関する調査についてのご報告」を送付し、重要な改善が必要な場合には「改善要望書」を送付するなど、フィードバックの共有とともにその後の改善活動へとつなげています。

また、同システムは必要に応じて調査内容と評価システムの見直しを実施しており、例えば自治体の条例により義務づけられた産業廃棄物処理委託先の現地確認なども、2006 年度から対応しています。同システムの改善を継続的に進め、関係会

社へ展開した結果、現在は富士フィルム及び関係会社の 25 事業所で運用しています。

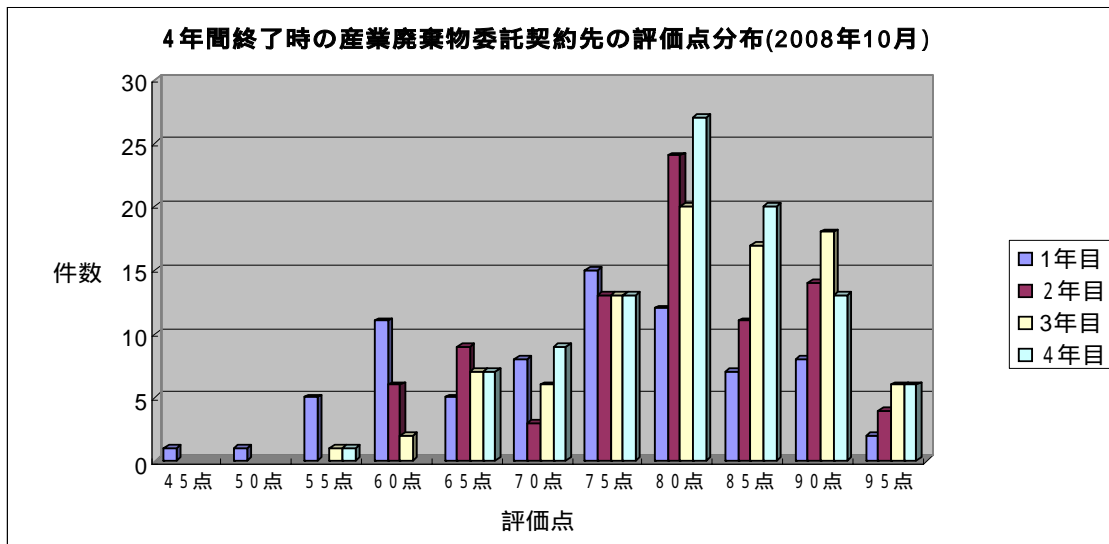
(2) 評価の実際

このシステムでは、約 60 項目にわたる調査項目に基づいて調査した結果、廃棄物処理委託先を ~ ランクに評価します。

新規契約予定時及び前回の評価ランクにより、訪問期間を 1 回/1 ~ 3 年と設定し、継続して調査を実施しています。調査結果はデータベースに登録し廃棄物管理責任者が閲覧できます。

図に示すように、過去 4 年間の取り組みにより、委託先会社のランク分布図は総じて高ランク化へとシフトしています。これは委託先会社との調査結果の共有、アドバイスや指摘による改善活動を共同で実施した結果、または恒久的問題がある取引先とは取り引きを中止した等の効果によるものと考えられます。

図



ランク	点数	
	90以上	廃棄物処理が適切であり、経営・運営が極めて健全な優良業者。
	75～90未満	廃棄物処理が適切であり、経営・運営が健全な業者。
	60～75未満	廃棄物処理又は経営・運営上の健全性に一部問題があり、改善要望を行なうレベルの業者。
	60未満	廃棄物処理上の問題点が多い、経営状態が悪い等、取引先として不適切な業者。
	-	評価表の必須項目を満たしておらず、取引の対象外である業者。

主な改善要望事項については、表 2 に示すように、実際の作業プロセスや管理状況を見て気付く点が多く、現場訪問による実地調査が有効に機能していると考えています。

表2 これまでの富士フィルムによる廃棄物処理委託先の調査評価での改善要望  
(数値は割合%)

作業現場関連		文書・記録管理関連		社内教育関連				
35	廃棄物保管	指定場所以外の保管、廃棄物保管場表示、数量、高さの順守	20	マニフェスト管理	戻し日、保管、記入内容の改善	20	法令順守	理解、改訂情報入手&対応
	危機管理	緊急対応マニュアル化		契約書	記入内容、保管の改善		整理整頓	廃棄物飛散防止
	安全管理	防火、運搬時、設備の安全管理、作業衣服着用		文書管理	記録保管の改善		教育	実施要請
行政対応関連		設備管理関連		その他(姿勢等)				
11	行政の調査	立ち入り記録なし	10	環境	臭気騒音排水管理の改善	4	経営理念	
	行政指導	確認不可		設備	設備老朽化、機器点検、入出庫設備改善		地域住民交流 その他	ゼロエミッション順守、埋立て処分削減

評価結果の客観性・信頼性を高め、そして実地調査担当者による評価の均一性を保つため、従来より調査担当者に対し実施していた教育カリキュラムを充実させ、「調査・評価資格認定制度」として2007年度に制度化しました。

CSR推進部環境・品質マネジメント部の廃棄物担当者が、各事業所、関係会社の担当者へ、廃棄物処理法の基本や調査の方法を、講習会と現地訪問による実施調査のOJTを通じて教育し、カリキュラム修了者を調査・評価する力量を持つ「認定者」として登録しています。現在、認定者は関係会社全体で45名となっています。

尚、現地訪問による実地調査や評価を行うにあたっては、公正を期すために認定者を含めた2名以上で行うことを原則としています。

### (3) 体系・規則化

富士フィルム及び関係会社を対象とした「事業所からの『廃棄物排出』管理規則」を制定し、廃棄物管理を実施していますが、同規則の中に「廃棄物委託先業者の調査手順」を定め、調査手順、評価基準、評価担当者への教育の実施・資格認定、本社環境部門の役割を定めています。

### 3 問題の解決に苦労した点

「産業廃棄物処理委託先調査・評価システム」の導入において、廃棄物処理業者に同システムを説明し、協力を得るのに苦心したことがありました。

調査項目の選定について試行錯誤があり、現在も改善に努めています。

また、異動、退職による現役認定者数減解消のため新規認定者教育に努めています。

### 4 取組の成果

C S R推進部環境・品質マネジメント部を中心に一元管理を推進したことにより、情報が共有化され、安心できる委託先会社の選択が可能になりました。

また、各事業所や環境担当者が、調査のための知識や視点を身につけることにより、法的に不備のない委託契約の徹底、マニフェスト管理の向上、ゼロエミッションの確認、日常業務の改善など、廃棄物の社内管理の改善に大きく寄与することができました。

さらに、富士フィルム及び関係会社で共通したシステムや管理手法を採用することにより、各事業所、関係会社間で重複する委託先の調査を分担することが可能となり、調査担当者の省力化につながりました。

### 5 今後の取組

廃棄物管理をさらに強化・発展させていくため、廃棄物運搬収集・処分委託先との有効なコミュニケーションや協働による適正処理の継続実施の他、国内外の生産拠点、関係会社の拡大に即した廃棄物ガバナンスのグローバルな展開が今後さらに取り組むべき重要な課題と捉えています。